国東市社会体育施設の優先予約に関する取扱規程

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和5年6月1日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国東市教育長決裁

（目的）

1. この規程は、国東市体育施設条例（平成18年国東市条例第114号。以下

「条例」という。）及び条例施行規則（平成27年国東市教育委員会規則第27号。

以下「規則」という。）に定めるもののほか、社会体育施設の有効活用並びに使用

者の円滑化利用を図るため、規則第6条に基づく許可の申請（以下「許可申請」と

いう。）前に行う施設の予約について、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程において、次の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

（１）施設　条例に規定する施設のうち次に定めるものをいう。

ア　野球場（国見・国東・武蔵・安岐）

イ　多目的グラウンド（陸上競技場（国見・国東））

ウ　体育館（国東・安岐）

（２）スポーツ行事　次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

　ア　スポーツ大会

（全国大会、九州大会、県大会、地区大会又はこれらの予選会等をいう。）

　イ　県又は市民を対象に行うスポーツ教室、スポーツイベントその他これらに類する

行事

　ウ　スポーツ練習（通常練習、強化練習又は練習試合等をいう。）

　エ　その他、教育委員会の認める行事

（３）予約　許可申請前に施設を予約することをいう。

（予約の優先及び予約日）

第３条　施設を予約できる優先予約日等については、次の各号に定めるところによる。

（１）第１優先

　次に掲げる行事の場合は、予約日は、利用しようとする日の属する月の11か月前の月の初日を優先予約の開始日とする。

　ア　国、県又は市が主催する各種行事

　イ　国東市スポーツ協会及びその加盟団体、又はそれらの上部団体が主催するス

ポーツ行事

　ウ　市内小中学校・高等学校、東国東郡・国東市中学校体育連盟、大分県高等学

校体育連盟、大分県高等学校野球連盟が主催するスポーツ行事

　エ　そのほか、教育委員会が必要と認めるもの。

（２）第２優先

　次に掲げる行事の場合は、第１優先の次に優先予約ができる。予約日は、利用しようとする日の属する月の前月の初日とする。（土・日・祝日の場合は翌日。）ただし、該当予約者（団体）が重複する場合は、双方の協議、又は抽選とする。

　ア　市内住所者が主催するスポーツ行事

　イ　市内団体が主催するスポーツ行事

（３）その他

　次に掲げる行事の場合は、第1優先、第2優先の次に予約ができる。

　ア　第1優先及び第2優先以外の者が主催するスポーツ行事

附　則

　この規程は、令和５年６月１日から施行する。